

質問内容	回答
○総合事業を行う提供事業所が市内にどれだけあるのか？	○3月30日現在において、28事業所あります。
○包括より依頼が来たケースにおいては従来のような主治医意見書は添付されてこないのか？	○添付されてきません。ケアプラン作成の際にケースの情報が必要な場合は、かかりつけ医から「診療情報提供書」を作成していただくこととなります。
○更新ケースで判断に迷ったら資料2の受付票を使って良いのか？	○はい
○更新ケースで受付票すべて、いいえに該当する方は包括を紹介して良いのか？	○はい
○担当したら、件数カウントはどうなるのか？	○件数カウントされません。
○委託料は発生するのか？又、契約書はどうするのか？	○委託料は発生します、契約書は改めて交わすこととなります。
○ケアプランの書式はどうなるのか？サービス利用までの一連の流れはどうなるのか？	○書式は予防プランの様式を使用して下さい。基本チェックリストで総合事業に該当した場合は、必要に応じて、かかりつけ医から「診療情報提供書」を作成していただき、担当ケアマネジャーがケアプランを作成します。その後の流れは介護予防サービスと同じです。
<p>○診療情報提供書の作成を依頼する際、資料6の診療情報提供書を病院に持参しなくてはならないのか？事前に病院には様式があって、電話連絡で依頼ができるようにしてもらいたい。</p> <p>また、受け取りについて支払い（お金）が必要となるため、市から病院へ総合事業に関わる診療情報提供書については、後払い（次回受診時）にできるよう配慮をお願いしてもらいたい。（ケアマネが受け取りに行くのであれば・・・）</p>	<p>○診療情報提供書の作成を依頼する際には、診療情報提供書を病院に持参していただきます。様式については、市役所福祉課高齢介護班又は東松島市包括支援センターで配布します。</p> <p>また、診療情報提供書をかかりつけ医に依頼する際に、事業対象者からの同意書が必要となりますので、電話連絡での依頼はできません。</p> <p>支払いについては、本人が受診の際に支払うこととなりますので、診療情報提供書を受け取る際に、ケアマネジャーが支払うことはありません。</p>

質問内容	回答
<p>○介護予防サービス計画作成の届出について、今まで要支援の方は全て包括が届出を行い、包括からの委託で居宅が対応していたが、総合事業の場合は、居宅が直接届出して契約するようになるのか？ (資料7の介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者の記入欄がある。居宅介護支援事業者が介護予防支援又は、介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入して下さいと記入欄があるため)</p>	<p>○これまで同様に、包括が届出を行います。</p>